



平成30年1月発行

法人ニュース仙南

第50号
記念号
2018.1



法人会キャラクター けんた

発行者／公益社団法人仙南法人会 白石市字中町11(井丸ビル6F) 発行人／渡邊 大助

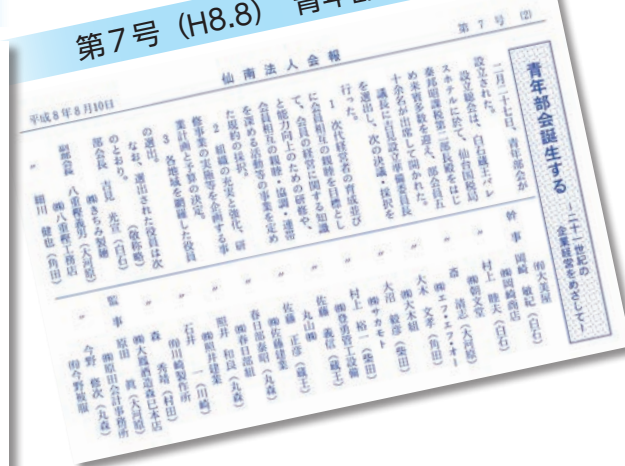
編集委員会／広報委員会 TEL／0224-24-5372 FAX／0224-25-6608 URL／http://www.sennanho.or.jp

会報誌のあゆみ

第1号 (H5.7) 会報創刊



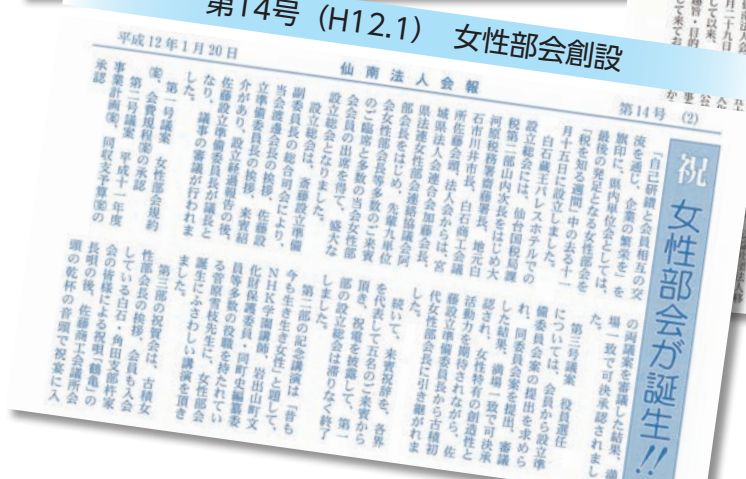
第7号 (H8.8) 青年部会創設



第41号 (H25.8) 公益社団法人化



第14号 (H12.1) 女性部会創設



第37号 (H23.8) 東日本大震災

(9) 第37号 仙南法人会報 平成23年8月1日



東日本大震災により被害を受けた場合の税金の取扱いについて

この度の東日本大震災により被害を受けた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。
平成23年4月27日に、東日本大震災の被災者等の負担の軽減等を図るため、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」(以下、「震災特例法」といいます。)が施行されました。

主な内容

- ・会長挨拶、功労表彰…………… 2
- ・就職を目指す、今どきの若者の「心の内」にあるもの… 3
- ・会報誌発行50回記念特集…………… 4
- ・平成30年度税制改正提言<要約>…………… 7
- ・事業報告…………… 9
- ・税務署だより…………… 14

新年のご挨拶

会長 渡邊 大助
(仙南信用金庫理事長)



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、穏やかな新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

日頃は、当会の事業運営にご協力、ご支援いただき、厚くお礼申し上げます。

新年にあたり一言ご挨拶申し上げます。

本年は、広報誌の発行第50号となる記念号の年でもあります。当会設立（昭和56年6月（1981・6）の後、平成5年7月（1993・7）に会員の情報共有や、経営に資するツールとして創刊号が発行されてから、毎年2回の発行を行い、今日に至っています。創刊号発行当時と現在の状況を比べると、紙面内容も充実し、多岐にわたる活動状況が見て取れるようになりました。紙面の大きさも、当初は、事務局が担当しB5版4ページ2色刷りからスタートしました。第5号より事業委員

会が担当の後、平成25年に広報委員会の発足に伴い、第41号より広報委員会が担当し、現在に至っておりA4版16ページカラー版となり、カラフルで、読みやすい紙面となっております。広報誌から、当会の歴史を垣間見ますと、青年部会（H8・2）及び女性部会（H11・11）の設立が当会の活動を大きく変えたこととなったのではないでしょう。両部会発足により、青少年育成活動や、恵まれない子供達・介護老人等社会的弱者への社会貢献活動、ペットボトルキャップ回収等による地球環境保護活動、租税教室等による税知識の普及活動など、充実した活動により地域社会との結び付きが強化されていると思われる。また、いまだ復興途中の未曾有の震災「東日本大震災（H23・3・11）」における被災地への応援活動の取組み、そして、当会の経営形態を大きく変えた

社団法人から公益社団法人化への移行の歴史等も会報誌から読み取れます。税制改正に伴う研修会や経営等支援に関する各種セミナー、税の広報等、タイムリーな活動模様も掲載され、会員の情報共有の場としての役割を発揮している模様がうかがわれます。

「継続は力なり」と申します。今後も、創刊時の会報の目的である会員の情報共有、経営のサポートツールとしての役割を十分発揮し、会員法人の発展に資するとともに、広報誌内容の一層の充実を図りたいと思います。最後になりましたが、当会の喫緊の課題の一つに会員増強があります。会員数は、平成11年度以降減少傾向となっており、今後、広く法人会活動を世の中にアピールし、充実した活動を行うためにも、会員を増やして参りたいと考えております。つきましては、会員の皆様には、当会の事業運営に積極的に参画されるときにも、お知り合いの非会員の方々に、法人会への加入勧奨を様々な機会を通して実施していただくようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

四氏が表彰の栄誉に輝く

東北六県法人会連合会会長表彰



菅野 八郎氏 吉見 光宣氏

大河原税務署表彰



高橋 敏男氏 吉野 敏明氏

平成29年度における大河原税務署納税表彰式は11月13日に大河原町「ララ・さくら」において、優良申告法人表彰は受賞者事務所において執り行われました。また、東北六県法人連合会会長表彰は11月14日仙台市「江陽グランドホテル」において挙行され、当会からは次の四氏が受賞されました。

受賞された方々は申告納税制度の普及発展及び永年にわたる法人会活動の功績が評価されたものです。

（肩書は現役職・敬称略）

◆大河原税務署
納税表彰
理事 吉野 敏明氏
優良申告法人表彰
（株）開発商事 高橋 敏男氏
理事 吉見 光宣氏
理事 菅野 八郎氏

◆東北六県法人会連合会表彰
理事 菅野 八郎氏

謹賀新年

会長

渡邊 大助（白石）

仙南信用金庫

筆頭副会長

村上 睦夫（白石）

（株）朝天堂

副会長

四竈 均（白石）

（株）ホテルいづみや

久保内忠男（角田）

（有）久保内電気工業所

大沼 毅彦（柴田）

（株）サカモト

櫻井 淳一（大河原）

朝日工業（株）

佐藤 義信（蔵王）

丸山（株）

春日部泰昭（丸森）

（株）春日部組

鈴木 正司（川崎）

（有）鈴木設備工業所

大沼 克巳（村田）

オオヌマ（株）

梅津 政志（七ヶ宿）

（有）クリキク七ヶ宿

若者の自己肯定感の《功と罪》について

最近、「自己肯定感」という言葉を、耳にする機会が増えてきたように思えます。昨年、大ヒットしたテレビドラマ「逃げるは恥だが役に立つ」の中でも、自尊心という心理学用語と絡めて、自己肯定感が大きく採り上げられていました。「自らの価値や存在意義を肯定できる感情」が、自己肯定感の意味する所なのですが、実はこの感情、キャリア形成においても大きなポイントとなっています。

今回は、新卒の就活支援や社会人の転職支援の現場で私が感じた思いを紹介していきます。

1. 「エントリーシートが書けない!」〜大学生の悩み

新卒の就活の第一関門は、

エントリーシートの作成です。ほぼ全ての企業で問われるのは、自己PR（自分の強みをキーワード化し、それを裏付けるエピソードを披露するもの）なのですが、これで苦戦する学生が多いのです。「先生、自己PRに書けるような、凄体験をしたことがありません!」と、毎年のように悲痛な叫びをあげる学生に出会います。

ゼミやサークルやアルバイト経験の中で頑張った成果を上げたことや、周りから褒められたり喜ばれたりしたことを書けば大丈夫と説明すると、大半の学生は安堵の笑顔を見せて、自分のこれまでの行動の振り返りの作業に取り組み始めます。

ところが、本当に何もエ

ピソードが出て来ない学生が、毎年一定数いるのです。

「頑張ったことがない、人に褒められたこともない、1年前のことなんて覚えていない」と…。最悪の場合、過去の自分と向き合う作業に、嫌気がさして就活を投げ出してしまい、フリーターでいいですと、なってしまうのです。

このような後ろ向きの迷路に入り込んでしまう学生は、「でもしか進学組」に多いように思います。

自分の成績なら、この学校「でも」仕方ないか、この学校「しか」行く所はないかなど、進学という入口の段階で敗北感を抱き、「自分はどうせこの程度」という感情を引きずったまま、学生生活を送ってしまうのです。

中には、入口の段階では、「でもしか進学組」だったものの、その後、一念発起して勉学に励み、成績が上がったことによって自信がつき、イキイキとした表情で就活に取り組む学生もいます。

成長した自分を肯定できるようになって、世界が広がり、入学時には想像もできなかったような優良企業から内定を獲得した学生も数多く見てきました。このような学生を一人でも多く増やすことが、支援に携わる者の使命だと、改めて思います。

2. 若手社会人の一部に見られる、高すぎる自己肯定感

では、自己肯定感が高ければよいのかというと、高すぎる自己肯定感というものも、実は困ったものなのです。

転職支援の現場では、「自分は何でもできる、自分ほどの者はない」という自信

に満ち溢れた若手社会人に会える機会が、少なからずあります。あくまで、私の支援の範囲内での見解ですが、20代後半で転職歴の多い若手に、このタイプが多いように思います。

在籍した会社で、それなりの成果を上げているものの、給与や評価に対する不満や、上司と合わないなどの理由で、1年くらいの在籍期間で、会社を転々としている場合が多く見受けられます。

そして、最も深刻なポイントは、他責感情が強く、自己を振り返ることをしない（自分は常に正しい）という姿勢です。

高すぎる自己肯定感とは、結果的には、自分のキャリアを迷走させてしまっています。支援に携わる立場として、このタイプの人達を冷静な視点で、自分を客観視する思考スタイルに導くことに、これからも力を注いでいきたいと思っています。

(了)

創刊50号に想う

(公社)仙南法人会 広報委員会

委員長 春日部泰昭



平成5年（1993年）7月の創刊以来、今回で50号を迎えることとなりました。年2回の発刊を、途切れることなく毎年継続し、25年目を迎えることになりました。

当時は、バブルの崩壊が進み、地方にもじわじわと不況の波が押し寄せ、以降20年以上の長期不況が続くこととなります。そんな時代背景の中、平成9年2月

には、青年部会が設立し、機を同じくして始まった社会貢献事業の推進に、大きな役割を担っていくこととなります。平成11年11月には女性部会が設立となり、女性らしいきめ細かな社会貢献、子供たちを対象にした租税教室、絵葉書コン

クール等、法人会の認知度向上に大きな成果を上げていただいております。

東日本大震災は、各方面に大きな打撃を与えました。当法人会も公益法人化に向けて準備中でしたが、1年延期せざるを得ない状況となり、平成25年4月1日から公益社団法人仙南法人会として新たなスタートを切ることとなりました。

創刊からの会報を見る機会を得、往時のことを思い出し、初心に帰ることは大変重要なことであります。発刊に携わった先輩諸氏に深い敬意と感謝を表し、さらに充実した親しみの持てる広報誌を今後の目標として、努力していきたいと思

会報誌でたどる仙南法人会のあゆみ

発行 No.	発行 年月	主な記事等	備 考
1	5.7	・会員の情報共有及び健全経営に資する目的として、会報「仙南法人会会報」の発行開始（渡邊佐男会長）	会報誌創刊
2	6.1	・管理者養成のための「中堅管理者養成セミナー」模様 等	
3	6.7	・所得税、法人税の「特別減税」の説明会模様 等	
4	7.1	・有限会社の「最低資本制度（H3.4.1施行）」による対応研修模様 等	
5	7.7	・「PL法（製造物責任法）施行（H7.7.1）」に伴う対応について 等	
6	8.1	・「青年部会・設立準備委員会」模様 等	
7	8.8	・「青年部会を設立（H8.2.27）し、初代部会長に吉見光宣氏を選出」模様 等	青年部会設立
8	9.1	・「消費税税率改定（H9.4.1：3%⇒5%）」に伴う注意点等について ・改正労働基準法「週/40時間労働制（H9.4.1）」について 等	
9	9.8	・仙南法人会の事業活動の一環として、社会貢献事業の推進を決定 等	
10	10.1	・パートタイマーと時間外割増賃金について 等	
11	10.8	・法人関係法令改正に伴う法人税率（H10.4.1：33.0%⇒30.7%）変更 ・青年部会による「小学生相撲（わんぱく相撲）大会」支援を開始等	
12	11.1	・実務セミナーとして「公益法人会計基準」勉強会を開始 等	

会報誌発行50回記念特集

発行 No.	発行 年月	主な記事等	備 考
13	11.8	・「女性部会設立準備委員会」模様 等	
14	12.1	・「女性部会を設立(H11.11.15)」し、初代部会長に古積恭子氏を選出 等	女性部会設立
15	12.8	・「社団化20周年記念事業実行委員会設立(H12.5.22)」模様 等	
16	13.1	・「社団化20周年記念事業準備委員会」発足 等	
17	13.8	・「社団化20周年記念式典」の会員への案内 ・後藤正太郎氏会長就任(H13.6.1)模様 等	後藤正太郎氏会長就任
18	14.1	・「社団化20周年記念式典(H13.9.21)」模様 等	
19	14.8	・事業承継等に伴う「相続税、贈与税説明会」模様 等	
20	15.1	・国税庁HPによる所得税確定申告書(e-Tax)開始に伴う利用促進について 等	
21	15.8	・法人会活動の充実に向けて、県法連によるアンケート調査実施結果報告模様 等	
22	16.1	・価格表示の「総額表示の義務付け(H16.4.1)」について 等	
23	16.8	・女性部会による「地球環境保護活動の方針」決定模様 等	
24	17.1	・消費税の「事業者免税点の引き下げ(H16.4.1)」について 等	
25	17.8	・「青年部会10周年記念式典」準備委員会発足 ・渡邊大助氏会長就任(H17.5.18)模様 等	渡邊大助氏会長就任
26	18.1	・「青年部会10周年記念式典」模様 等	
27	18.8	・「e-Tax」推進に向けた実務研修会模様 等	
28	19.1	・女性部会による小学生対象とした「租税教室」の開始 等	
29	19.8	・女性部会による社会貢献活動として「福祉施設にタオル寄贈」を開始 ・経理等の実務研修として「中小企業会計啓発・普及セミナーを開始等	
30	20.1	・青年部会による社会貢献活動として「阿武隈リバーサイドマラソン」へ案内標識の寄贈 等	
31	20.8	・経営セミナーの「知得税(知って得する税金の知識)」について 等	
32	21.1	・青年部会による小学生対象とした「租税教室」や、地球環境保護を目的に「エコキャップ回収活動」開始 等	リーマンショックによる 金融危機発生(H20.9.15)
33	21.8	・税務署のサービス向上にむけ、受付窓口の一本化について 等	
34	22.1	・「女性部会10周年記念事業」準備委員会発足模様 等	

発行 No.	発行 年月	主な記事等	備 考
35	22.8	・女性部会による小学生を対象とした税の「絵はがきコンクール」を開始 等	
36	23.1	・大河原税務署より、青年部会、女性部会の租税教育活動（小学生を対象とした租税教室）に対し感謝状の贈呈模様 等	
37	23.8	・「東日本大震災（H23.3.11）による被災者、被災法人の税金の取扱い」について 等	東日本大震災発生（H24.3.11）
38	24.1	・震災支援活動に対して白石市長より親会、女性部会へ感謝状の贈呈模様 等	
39	24.8	・女性部会による震災を教訓にした「節電運動（いちごP J）」の開始 ・会報名称を「仙南法人会報」から「法人ニュース仙南」に変更 等	会報誌名称変更
40	25.1	・女性部会による東日本大震災の被災地に対して「復興応援活動」を開始 等	
41	25.8	・事業主の個人住民税の「特別徴収制度」のご案内について ・仙南法人会の社団法人から「公益社団法人（H25.4.1）」への移行 等	広報委員会発足 公益社団法人へ移行
42	26.1	・「消費税法改正（H26.4.1：5%⇒8%）」について 等	
43	26.8	・印紙税法改正に伴う領収証、契約書等の取扱いについて 等	
44	27.1	・青少年育成として「ボーイスカウト仙南地区白石第1団」へテント寄贈模様 等	
45	27.8	・マイナンバー（H28.1.1）導入に伴う研修会の開催 ・白石川右岸築堤に自然環境保護を目的に「桜の苗木」寄贈模様 等	
46	28.1	・労働安全衛生法によるストレッチ制度導入（H27.12）について ・青年部会による「災害対策用テント」を白石市へ寄贈模様 等	
47	28.8	・「マイナンバー制度（H28.1.1）」開始に伴う取扱いについて 等	
48	29.1	・青年部会設立20周年記念式典模様 ・青年部会による「日本宇宙少年団かくだ分団」へ備品寄贈模様 等	
49	29.8	・消費税税率改正（H31.10.1：8%⇒10%）に伴い、導入される「消費税軽減税率制度」についての講習会模様 等	

税 理 士 記 念 日

無 料 相 談 会

税理士法に基づき、社会奉仕活動の一環として、小規模な事業者のために東北税理士会大河原支部主催による相談会を開催します。

- ◆日 時 平成30年2月23日（金）10時～15時
- ◆場 所 各税理士事務所（※相談希望の方は平成30年2月19日（月）までに事務局にご連絡下さい。）
- ◆内 容 所得税の確定申告相談、確定申告の作成指導、消費税等の税務相談
- ◆主 催 東北税理士会大河原支部
- ◆事務局 川田正宣税理士事務所 Tel 0224-25-2561

わが国では、納税者自らが自分の所得や税額を計算して納付する（自主申告納税制度）を採用しております。

税理士は、このような制度の中で納税者が正しく申告し、納税できるように、独立した公正な立場で依頼者の相談に応じたり、申告書類の作成指導や税務代理などを目的とする職業専門家であります。

税理士会による無料相談所とは

山田白石市長及び志村白石市議会議長へ

当会税制委員長佐藤義信(副会長)より

「平成30年度税制改正に関する提言書」を交付

場所：白石市役所応接室 交付日：平成29年12月4日(月)

山田裕一白石市長へ税制改正を提言



志村新一郎市議会議長へ税制改正を提言



税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

真の財政健全化を達成するためにはプライマリーバランス黒字化に向け規律ある具体的な道筋を明確に示し、着実に実行することが重要である。

(1) 消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、

「社会保障と税の一体改革」

の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

(2) 「骨太の方針2015」では、歳出面で2016年度から18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)

程度に抑制する目安を示した。

この2年間に於いては目安を達成していることから、最終年度においても政策経費の抑制は確実に行うべきである。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。

歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に実行するよう求める。

(4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。

仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害するうえ財政の悪化要因にもなる。

政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する

基本的考え方

社会保障分野では団塊の世代すべてが後期高齢者となる「2025年問題」がクローズアップされてきた。

医療と介護の給付急増が見込まれるため、これを「重点化・効率化」によって可能な限り抑制し、かつ適正な「負担」を確保していかなければ、社会保障制度が立ち行かなくなる。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規

制改革を行う必要がある。

給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、薬価の実態を反映させるよう、2年に1度としてきた薬価の改定を毎年実施する。

さらに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とうでない者にメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。

その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

なお、子ども・子育て支

援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率10%への引き上げと同時に低所得者対策として軽減税率が導入される

ことになっていくが、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明しておきたい。これまでも指摘してきたように、軽減税率は事業者の事務負担が大きいという、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から極めて問題が多いからである。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、我が国の税率水準は依然として高い。今般の税率引き下げの効果等を確認しつつ、国際競争力強化などの観点からさらなる引き下げも視野に入る必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限

費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。

消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

措置ではなく、本則化する。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したもののや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。

なお、少額減価償却資産

の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。

その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さ

らに抜本的な見直しが必要である。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について、要件緩和と充実を図ることを求める。

- ① 株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。
- ② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。

- ③ 対象会社規模を拡大する。

1. 親会の活動状況

●税知識の普及等を図るため、改正税法説明会、新設法人説明会等を実施

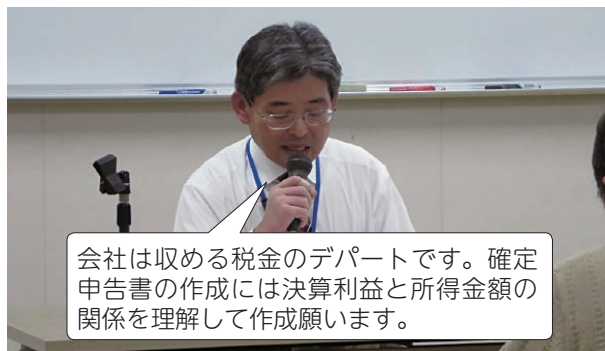
【改正税法説明会】

- ・実施日：平成29年9月29日
- ・場 所：大河原税務署
- ・講 師：法人課税部門統括調査官 富樫 昭氏
法人課税部門上席調査官 高橋 孝吉氏
- ・参加者：23名



【新設法人説明会】

- ・実施日：平成29年11月7日
- ・場 所：大河原税務署
- ・講 師：法人課税部門統括調査官 富樫 昭氏
法人課税部門上席調査官 高橋 孝吉氏
- ・参加者：20名



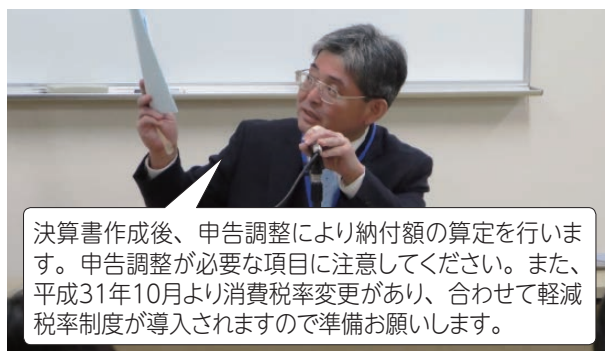
【税の絵はがきコンクールパネル展示会】

- ・実施日：平成29年10月30日～11月15日
- ・場 所：大河原税務署 1F



【法人税等申告説明会】

- ・実施日：平成29年12月8日
- ・場 所：大河原税務署
- ・講 師：法人課税部門上席調査官 高橋 孝吉氏
- ・参加者：12名



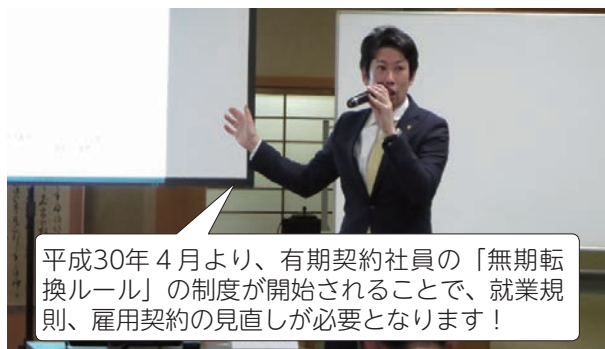
【中小企業会計啓発・普及セミナー】

- ・実施日：平成29年10月11日
- ・場 所：仙南建設会館（大河原町）
- ・講 師：税理士法人古田士会計 仙台支店長 高階 利金氏
- ・テーマ：企業の経営力強化と経営力向上
- ・参加者：14名



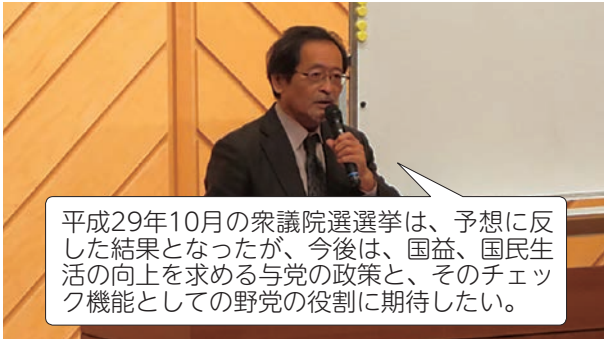
【移動講演会】（A I U 損保共催セミナー）

- ・実施日：平成29年11月22日
- ・場 所：旅館 源兵衛
- ・講 師：社会保険労務士法人めぐみ事務所 所長 特定社会保険労務士 大江 広満氏
- ・テーマ：有期雇用者の「無期転換ルール」への取り組み方
- ・参加者：22名



【仙南ひまわり会との共催による講演会】

- ・実施日：平成29年11月21日
- ・場 所：しんきんホール（仙南信用金庫本店）
- ・講 師：伊藤 惇夫氏（政治アナリスト）
- ・テーマ：今後の政局をどう読むか
- ・参加者：180名



【年末調整・消費税軽減税率説明会】

- ・実施日：平成29年11月16日～17日
- ・場 所：ホワイトキューブ、えぞこホール
- ・講 師：法人課税部門統括調査官 富樫 昭氏 他
- ・参加者：501名



異業種交流による会員親睦

【親善ゴルフ大会】

- ・実施日：平成29年10月17日
- ・場 所：表蔵王国際ゴルフクラブ
- ・参加者：28人



2. 青年部会活動模様

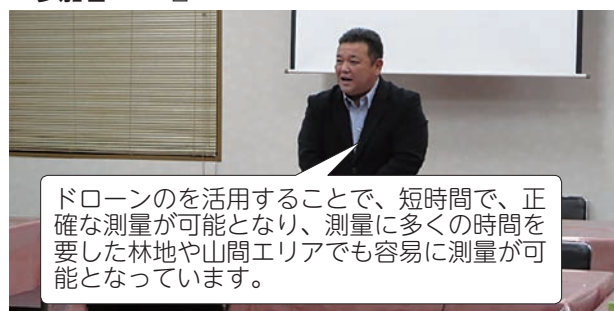
【全国青年の集い・高知大会】

- ・実施日：平成29年11月10日
- ・場 所：高知県
- ・参加者：池田勲部会長ほか4名
- ・テーマ：未来へ継ぐ絆「志国高知」



【経営講演会】

- ・実施日：平成29年12月3日
- ・場 所：遠刈田温泉バーデン家壮鳳
- ・講 師：齋藤 久長氏
(株)あぶくま測量設計 代表取締役)
- ・テーマ：身近なところで利用されている測量技術
- ・参加者：17名



3. 女性部会活動模様

【女性部会による被災地視察復興応援・防災研修】

- ・実施日：平成29年11月8日
- ・場所：亘理町、山元町エリア
- ・活動内容：「震災語り部の会ワタリ」防災研修及び被災地応援
- ・参加者：17名



被災地の力強い復興をみて、元気を頂きました！

【女性部会による節電活動（いちごプロジェクト）】

- ・実施日：平成29年12月19日
- ・場所：白石市・介護老人保健施設清風を訪問し
節電活動を実施
- ・活動内容：防寒グッズ（靴下）配布



寒くなりますが、体調に注意して、上手に節電してください。

【社会貢献活動】

- ・活動内容：恵まれない子供達へ生活及び就学物資等の支援。
今回は、支援活動家の「大槻 俊氏（丸森在住：元自衛官）」に同行し、生活支援物資等を届けた。
- ・実施日：平成29年11月12日～17日
- ・場所：カンボジア「イエグテッス プリメリィ スクール（Yaangtes Primary School）」
- ・同行者：春日部初世、庄司きく子



会員からの善意の生活物資等を、恵まれない子供達へ無事届けてきます！



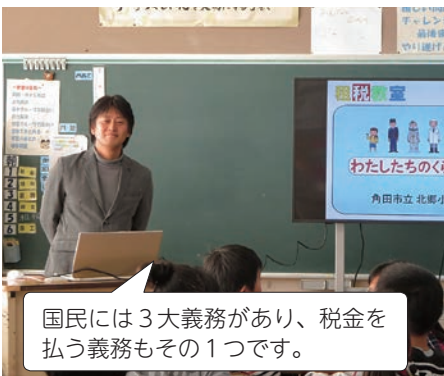
遠い日本から支援ありがとうございます、一生懸命勉強して、恩返しします！



青年部会・女性部会による租税教室模様

【租税教室】

- ・実施日：平成29年11月28日、12月4日、7日、12日、13日、15日
- ・場所：《青年部会》北郷小、白石第2小、西住小 《女性部会》柴田小、越河小、村田第2小
- ・講師：青年部会、女性部会メンバー ・テーマ：税金の役割、使われ方等について
- ・参加者：6小学校 180名



国民には3大義務があり、税金を払う義務もその1つです。



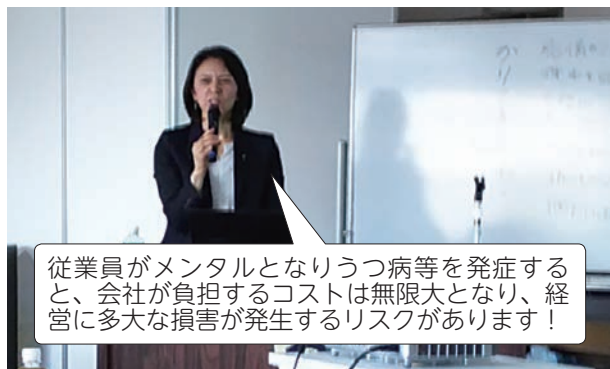
税金は、いろいろなところで皆さんを支えているですよ。

4. 各支部における税のPR活動及び経営支援活動等

【白石支部】（A I U損保共催セミナー）

★経営セミナー「メンタルヘルス対策セミナー」

- ・実施日：平成29年12月5日
- ・場 所：白石商工会議所会議室
- ・講 師：ドリームサポート社会保険労務士法人
特定社会保険労務士 大野 ゆかり氏
- ・参加者：13名



【角田支部】

★税のPR活動「かくだふるさと夏まつり」

- ・実施日：平成29年8月14日
- ・場 所：仙台銀行角田支店駐車場



【柴田支部】

★税のPR活動「しばた産業フェスティバル」

- ・実施日：平成29年10月15日
- ・場 所：船岡小学校校庭



【大河原支部】

★税のPR活動「オータムフェスティバル」

- ・実施日：平成29年10月29日
- ・場 所：大河原町役場 駐車場



【蔵王支部】

★産業まつりにおける税のPR活動等

- ・実施日：平成29年10月28日～29日
- ・場 所：蔵王町ふるさと文化会館



【柴田支部】

★経営セミナー「消費税軽減税率制度」について

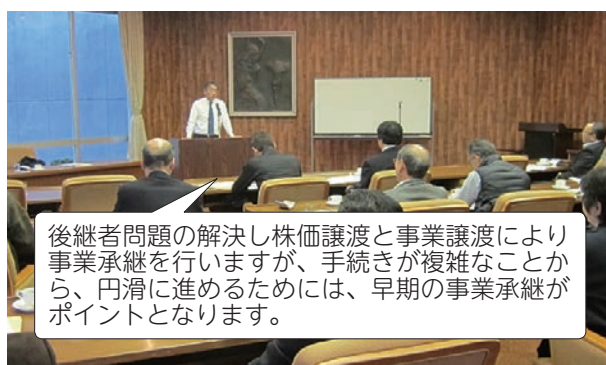
- ・実施日：平成29年11月22日
- ・場 所：柴田町商工会館
- ・講 師：公認会計士 手島 貴弘氏
- ・参加者：5名



【蔵王支部】

★経営セミナー「円滑な事業承継の進め方」

- ・実施日：平成29年12月5日
- ・場 所：遠刈田温泉蔵王町ふるさと文化会館
- ・講 師：宮城県事業引継支援センター 統括責任者 弁護士 木坂 尚文氏
- ・参加者：9名



【丸森支部】

★経営セミナー：経営力パワーアップ講座

- ・実施日：平成29年11月8日
- ・場 所：国民宿舎あぶくま荘
- ・講 師：横浜リネージュ社労士事務所
代 表：蔵中一浩氏
- ・参加者：26名



働き方改革で経営力をパワーアップすることができます！

【川崎支部】

★税のPR活動「川崎商工祭」

- ・実施日：平成29年10月15日
- ・場 所：国道286号沿い特設会場(川崎町)



税金クイズで、川崎名物「玉コン」ゲット！

【村田支部】

★税のPR活動「陶器市」

- ・実施日：平成29年10月20日～22日
- ・場 所：相山タクシー



税金クイズで、ほのぼののコーヒーいかが、小学生の税の絵はがきコーナーもありますよ！

5. 主な事業の実施状況

月	事 業	会 議 等
4		(7) 全国女性フォーラム (鹿児島) (18) 監事監査会 (27) 第1回理事会
5	(30) 定時社員総会における記念講演会 ・各支部、各部会総会時における税務研修会(4月～5月)	(30) 定時社員総会 ・各支部、各部会総会(4月～5月)
6	(10) わんぱく相撲仙南場所/青年部会 (13) 法人税申告等に係る説明会(上半期)	(7) 広報委員会 (12) 税制委員会
7	(21) 夏の節電啓発活動/女性部会 (26) 社員セミナー 医療格差とセカンドオピニオンの重要性	(19) 組織・厚生委員会 (24) 事業委員会
8	(14) 税PR活動/角田支部	(23) 第2回理事会・合同委員会・福利厚生連協
9	(29) 改正税法説明会 (28) 経営セミナー/消費税軽減税率(柴田支部)	(6) 支部事務担当者会議 (12) 東北税理士会大河原支部との協議会
10	(11) 中小企業会計啓発・普及セミナー (17) 親善ゴルフ大会 (15～29) 税PR活動/各支部：(15) 柴田、(29) 大河原、 (28,29) 蔵王、(15) 川崎、(20～22) 村田 (10/30～11/15) 税に関する絵はがきパネル展示	(25) 広報委員会 (31) 中間決算監査会
11	(7) 新設法人説明会 (8) 被災地復興支援(女性部会) (8) 経営セミナー/経営力パワーアップ講座(丸森支部) (12～17) 社会貢献活動/生活等物資支援(女性部会) (16,17) 年末調整説明会、消費税率の軽減税率説明会 (21) 仙南ひまわり会講演会 (22) 経営セミナー/消費税率の軽減税率(柴田支部) (22) 移動講演会/有期雇用者の無期転換ルール (28) 租税教室(北郷小)	《税を考える週間：11～17日》 (10) 全国青年の集い(高知) (13) 大河原税務署納税表彰式 (14) 東北六県法人会連合会運営協議会
12	(3) 経営セミナー/測量技術について(青年部会) (4) 税制改正要望陳情 (5) 経営セミナー/メンヘル対策セミナー(白石支部) (5) 経営セミナー/事業承継(蔵王支部) (8) 法人税申告等に係る説明会(下半期) (19) 冬の節電啓発活動(女性部会) (4～13) 租税教室：4/柴田小、7/白石第2小、 12/越河小、13/村田第2小、15/西住小	(3) 青年部会全体交流会

平成29年分

確定申告

申告書には
マイナンバーの
記載が必要です！

確定申告は、
自宅から
ネットが便利

☒早い ☒待たない
☒24時間いつでもOK

Step1
国税庁
ホームページで
申告書を作成

Step2
ネットで送信 (e-Tax)
プリントアウトして送付

医療費控除の提出書類が
簡略化されます

詳しくは **確定申告**

検索

申告の際には

マイナンバーの記載+本人確認書類の提示 又は 写しの添付 が必要です

※e-Taxで提出する場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です

申告と納税

所得税および復興特別所得税
贈与税

平成30年

3月15日(木)まで

所得税および復興特別所得税の確定
申告の窓口での相談・申告書の受付は、
平成30年2月16日(金)からです。

消費税および地方消費税
(個人事業者)

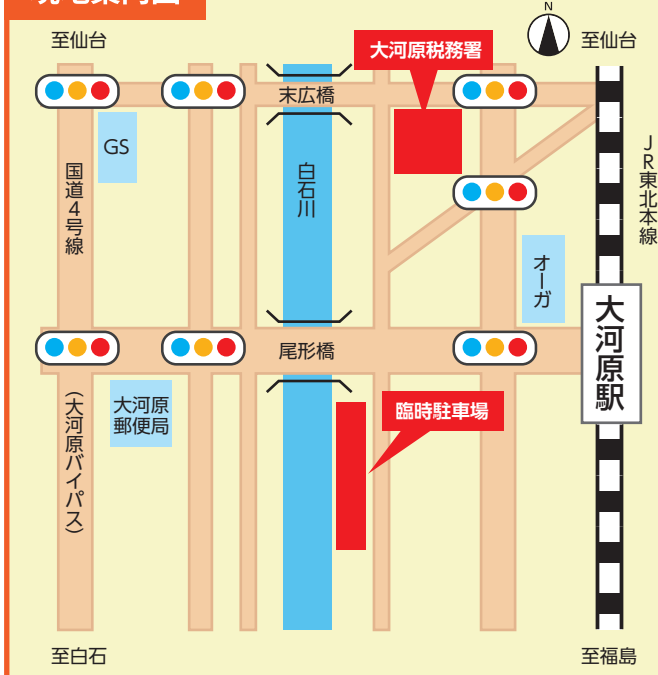
平成30年

4月2日(月)まで

確定申告書の作成に当たっては、
「復興特別所得税額」の記載漏れ
のないようご注意ください。

税務署

現地案内図



○申告書作成会場

大河原税務署

柴田郡大河原町大谷字末広 12-1

0224-52-2202

○設置期間

平成30年2月16日(金)から3月15日(木)まで
※土曜日・日曜日を除きます。

※設置期間前は申告書作成会場を設けており
ません。

○開設時間

午前9時から午後4時まで

※提出は午後5時まで。

○留意事項

平成28年分以降の確定申告書等の提出の際に
は、マイナンバーの記載と本人確認書類の提
示又は写しの添付 が必要となります。

**申告書作成会場は大変混雑します。
ご自宅のパソコンで申告書の作成を！！**

医療費控除は 領収書が提出不要となりました

改正の ポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに
“医療費控除の明細書”の添付
が必要となりました。

- ※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
- ※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- (注)平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

医療費控除の明細書の記載例

国税太郎さんの例 (生計が同じ妻：花子さん)

国税太郎さんが受けた医療			
2/18	■ ■ 病院	診療	6,000円 ①
5/28	■ ■ 病院	診療	3,400円 ①
	▲ ▲ 薬局	医薬品	700円 ②
国税花子さんが受けた医療			
9/13	〇〇診療所	診療	3,300円 ③
		医薬品	1,100円

平成 年分 医療費控除の明細書
※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 国税 太郎

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の1)～3)を記入します。
※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の4)項目が記載されたものをいいます。
(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

1) 医療費通知に記載された医療費の額	2) 1)のうちその中に、(※)のうちに生命保険や社会保険などで補填される金額	3) 2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
円	円	円

①医療費通知等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた期間(※)が適用される期間の名称、⑤医療保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1)に記入したものに同じくは、記入しなくても構いません。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) 1)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
太郎	■ ■ 病院	①診療・治療 ②介護保険サービス ③医薬品購入 ④その他の医療費	9,400円	円
同上	▲ ▲ 薬局	①診療・治療 ②介護保険サービス ③医薬品購入 ④その他の医療費	700円	円
花子	〇〇診療所	①診療・治療 ②介護保険サービス ③医薬品購入 ④その他の医療費	4,400円	円



・医療を受けた人
・病院・薬局
ごとに医療費を合計
して記載します。

2 医療費(上記1以外)の明細 欄の書き方

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
① 国税 太郎	■ ■ 病院	①診療・治療 ②介護保険サービス ③医薬品購入 ④その他の医療費	9,400円
② 同上	▲ ▲ 薬局	①診療・治療 ②介護保険サービス ③医薬品購入 ④その他の医療費	700円
③ 国税 花子	〇〇診療所	①診療・治療 ②介護保険サービス ③医薬品購入 ④その他の医療費	4,400円

医療費控除の申告は
確定申告書等作成コーナーで！
「医療費控除の明細書」も作成できます。

作成コーナー

www.keisan.nta.go.jp



法人会会員のみなさまに 経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Rタイプ:大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)とAIG損保のベーシック傷害保険、

総合型V Tタイプ:大同生命の無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

もしくは無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)とAIG損保のベーシック傷害保険、

Jタイプ:大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)、

Mタイプ:大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は平成30年1月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

仙台支社 仙南営業所/
宮城県柴田郡大河原町大谷字町向126-4
TEL 0224-51-3601

AIG AIG損害保険株式会社

仙台営業支店/宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3
(富士火災仙台ビル2F)
TEL 022-726-7551

F-29-1003(平成29年11月7日)
B-152257 2017-11

謹賀新年

今年も法人会の
福利厚生制度の普及を通じて
会員企業とご家族の皆様
に安心をお届けしてまいります
本年も何卒
よろしくお願い申し上げます
平成三十年

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック

仙台総合支社
〒980-6122 宮城県青葉区中央1-3-1 アエル22F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)